

橋本市条例第**18**号

橋本市橋本環境管理センター環境整備基金条例を、別紙のとおり公布する。

令和**8**年**7**月**1**日

橋本市長 平木哲朗

## 橋本市橋本環境管理センター環境整備基金条例

(設置)

第1条 橋本環境管理センター環境整備及びこれに関連する事業の実施に必要な財源に充てるため、橋本市橋本環境管理センター環境整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、基金の設置の目的に応じ財政上必要があると認めるときは、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。